

河川内樹木の伐採希望者を募集します！

～淀川・木津川の樹木を伐採・採取しませんか～

河川敷地内に繁茂する樹木は、洪水時の水の流れの妨げになるだけでなく、流木となつて堤防や護岸などの河川管理施設に損傷を与える可能性があります。

淀川河川事務所では、樹木の伐採作業を順次進めていますが、コスト縮減や木材資源の有効活用を図るための取り組みとして、河川敷地内樹木の採取を希望する事業者（企業・団体）や個人等の公募を行います。

【募集受付期間】

●令和7年9月16日（火）8時30分から令和7年10月16日（木）17時00分まで

【伐採、採取の期間】

●令和7年12月8日（月）から令和8年5月29日（金）まで

土曜日及び日曜日、国民の祝日及び年末年始〔12月29日から1月3日まで〕を除く
8時30分から17時00分まで

【伐採、採取の場所】

①大阪府高槻市前島地先 淀川右岸河川敷（檜尾川の淀川への合流部上流）

②京都府木津川市山城町平尾地先 木津川右岸河川敷（開橋上流）

【対象者】

●企業、団体、個人（任意のグループや仲間を含む）どなたでも応募可能です。

【申し込み方法】

●淀川河川事務所のホームページに掲載されている「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」に基づき、所定の申込用紙に必要事項を記載し提出。

※淀川河川事務所ホームページ<<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/>>

<取扱い> _____

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、京都府政記者クラブ

<問合せ先>

近畿地方整備局 淀川河川事務所

副所長 矢間 孝司（やま たかし）

管理課長 曾山 誠（そやま まこと）

電話：072-843-2861（代表）

淀川・木津川

河川内の樹木を伐採して持ち帰りたい人募集！
～河川法第25条を適用した公募型採取の試行実施～

概 要

河川敷地内に繁茂する樹木は、洪水時の水の流れの妨げになるだけでなく、流木となって堤防や護岸などの河川管理施設に損傷を与える可能性があります。

淀川河川事務所では、樹木の伐採作業を順次進めていますが、コスト縮減や木材資源の有効活用を図るための取り組みとして、河川敷地内樹木の採取を希望する事業者（企業・団体）や個人等の公募を行います。

チップ材への加工、薪ストーブ燃料、DIY材料等への活用が考えられます。

公募内容

1. 公募対象者

- ・企業、団体、個人（任意のグループや仲間を含む）どなたでも応募可能。
- ・提出された応募書類について審査を行った後、採取者を決定します。

2. 採取樹木の取り扱い

- ・採取した樹木の用途については定めません。ご自由に活用ください。営利目的での活用についても制限いたしません。

3. 費用の負担

- ・伐採、搬出（積込、運搬）に要する費用、労力等は全て採取許可を受けた方の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰りいただけます。
- ・伐採、搬出による事故や怪我などについては採取許可を受けた方自身の責任とし、淀川河川事務所は一切の責任を持ちません。

4. 樹木採取の場所

- ①大阪府高槻市前島 約 9,800m²、②京都府木津川市山城町平尾 約18,000m²

5. 樹木の種類

- ・主に落葉広葉樹（アキニレ・センダン・ヤナギなど）

6. スケジュール

- ・募集期間 令和7年9月16日から令和7年10月16日まで
- ・採取者審査結果の通知 令和7年10月28日頃を予定
- ・河川法の申請 審査結果通知後から令和7年11月13日まで
- ・許可書の発行 申請書受付後から令和7年11月28日頃を予定
- ・伐採・搬出期間 令和7年12月8日から令和8年5月29日まで

<応募手続き>

- ・応募様式に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法により、淀川河川事務所管理課へ提出してください。
- ・詳細は、下記HPへ掲載しております「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」をご確認ください。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/keep/manage/koubobassai.html>



河川敷地内樹木の状況

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 管理課

電話番号 072-843-2861（代表）